

2010 年度 年間活動報告

(2010年7月～2011年6月)



一般社団法人 **あいあいネット**
(いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク)

代表理事ご挨拶

いきなり抽象的な話で恐縮だが、法律は普遍性を目指す。つまりは、できるだけ多くのもの、人を抱え込もうとする。ゆえに、その言語は誰が読んでも同じ理解にたどり着けることを目指し、従って、皮肉なことに誰が読んでも難解なものとなる。誰にも等しく適用されるということは、適用されるための煩雑さを伴う。コモンズは、狭い範囲、一つの村（群れ）での共通理解を基とする。従って、時によっては、言語化されることがない。しかしながら、群れの成員の共通理解を醸成するための長い年月がある。だが、その長さも相対的なもので、人類が農業を営み始めた頃のそれが、どのようなものであったか、私たちはその程度のことさえ、漠としか知らない。



一般社団法人あいあいネット
代表理事 和田信明

ただ、私たちは言語化されたものがすなわち「科学的」であり、正しいと誤解しがちである。しかし、それがどれだけ危ういものであるのか、大震災が私たちの骨に刻み込むようにして教えてくれた。思えば、私の人生で、「大震災」といえばかなり長いこと「関東大震災」のことであった。それが、1995年からの20年足らずの間に、2度も「大震災」を経験するとは、誰が想像しただろうか。これによって、言語によって定義しうるものがかなり流動的になり、説明的なもの、理性的なものが決定的に相対化されたと思うのは、私だけだろうか。誤解されると困るが、私は理性の信奉者である。しかし、そのような私とて、説明の分かりやすさなどというものに、かなりの胡散臭さ、空虚さを感じるのは、やはり大震災という巨大な経験のもたらすものだろう。

ある意味で、あいあいネットが結成されて以来試みてきたのは、いつのまにか理性の価値だけが肥大してしまった（念のために言い添えるが、理性に巨大な価値を与えることと理性的であるということは、これもまた別物である）世界に、言語化され得ぬものの復権をもたらすことである。たとえば、西バリでのカンムリシロムクの保護など、説明しようとするほど、当事者が持つ実感から遠いものとなってしまっただろう。また、説明できるからやらねばならない、説明できないからやらなくてよい、という性格のものではないことは明らかである。思えば、経験から言って、どうもこうした方が良さそうだ、その方が、いい結果をもたらすという、時によってははっきりと説明しきれない、すなわち言語化できないものを、私たちは「知恵」と呼んできた。だから、あいあいネットが試みてきたものは、知恵の復権でもある。私たちの活動には、このような背景があるということをお酌み取りいただいて、今年もよろしくご支援のほどをお願いしたい。

目次

代表理事ご挨拶	2
あいあいネットの活動	3
2010年度概要	4
活動報告 いりあい交流	5
西部バリ国立公園プロジェクト	6
ファシリテーションに関する事業	7
地域に学ぶ研修事業	8
その他の活動	10
2011年度活動計画	12
収支計算書	14
貸借対照表	15
付録一定款	16

表紙写真

地域に“ないもの”ではなく“あるもの”に注目する、「あるもの探し」のフィールドワーク。その結果を地域の方々に報告する JICA の研修員。
(岐阜県高山市新宮町にて)

あいあいネットの活動

世界も日本も悩みは「共通」—そう気づいた時、新しい取り組みがはじまりました。

経済的な豊かさを求める中で私たちが手放したものの、
それは人と自然、人と人がつながって暮らす私たちの居場所—コミュニティ

そのコミュニティの崩壊が危ぶまれているのは、実は日本だけではありません。
身近な自然が荒れていく、都会に出たら帰ってこない若者、元気のないマチやムラ…。
アジアやアフリカ、世界の各地に同じ悩みを抱えた人々がいます。

「同じ悩みを持った仲間同士、解決に向かって学びあい、刺激しあうこと」

これが、これからの新しい国際協力の形だと、私たちあいあいネットは考えます。

いりあい・よりあい

を手がかりにした、地域づくり

いりあい（地域資源の共同管理）とよりあい（住民の自治）は、コミュニティを守り
つくっていく「地域力」のかたち。いりあい・よりあいを手がかりに、その土地に住
む人自身が自分たちで考え、実践する地域
づくり活動を応援しています。



コミュニティに関わる仲間との
つながり（ネットワーク）づくり

地域に関わる様々な人々との、まなび
あいのネットワークづくりをしています。
それぞれの活動を伝え、まなびあ
うことで、夢や可能性が拓けてくると
考えています。

～あいあいネット名前の由来～

団体名のあいあいネットは、「いりあい・よりあい・
まなびあいネットワーク」を略したものです。「い
りあい・よりあい・まなびあいネットワーク」は私たち
の目指すもの、大切にしたいものを表すキーワードです。



経験交流や研修を通じた まなびあい

地域の現場に関わる人たち同士、国境、
世代、職業など、いろいろな壁を超えた
まなびあいを通して、新しい力やアイデ
ィア、活力を生み出します。



<主な活動>

- ◆いりあい交流：インドネシアと日本の山村の経験をつなぐ
- ◆西部バリ国立公園プロジェクト：国立公園周辺の村の暮らしと自然の共存をはかる
- ◆地域に学ぶ研修事業：日本の地域づくりの現場を訪ね、世界の実践家たちと学びあい
- ◆ファシリテーションに関する事業：ファシリテーションに関する情報発信と勉強会等の開催
- ◆地域づくりのお手伝い：カンボジア、ジンバブエ、インド、インドネシア、ベトナム、日本など
- ◆その他：講座や勉強会の開催、調査研究、出版活動等

2010年度 概要

◆日本国内での活動

2010年度はJICAの研修員受入事業の受託実施に忙しい年となった。前年度は課題別研修1件、本邦研修1件だったが、本年度は課題別研修（複数国）2件、同国別1件、プロジェクトの本邦研修2件の計5件の研修を実施することになった。秋にいくつかの研修が続き、事務局には負担となったが、視察先として各地でユニークな地域づくりに取り組む人たちと出会うことができたのは収穫であった。

◆インドネシアでの活動

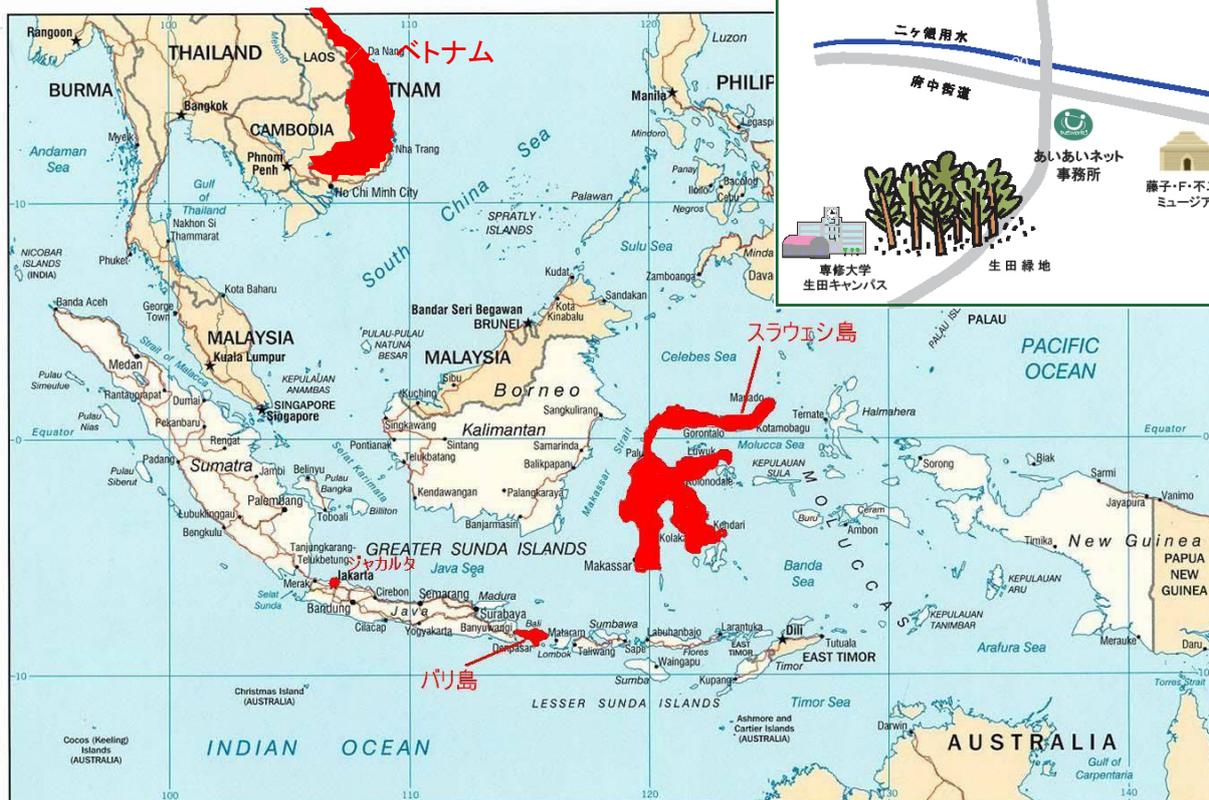
もう一つのハイライトはインドネシア・西部バリ国立公園での活動の進展である。それまで1年以上研修を続けてきた国立公園現場職員が、ようやく村とのかかわりを深め、結果的に3つの村でそれぞれの課題にあわせて村人のイニシアティブを引き出すことができた。「自然と共存する生計向上」に向けた村人主体の活動が少しずつ生まれている。JICA草の根技術協力プロジェクトとして2年半の期間が終了する年でもあったが、公園職員の能力育成と村での活動展開に十分な成果を挙げることができたと思う。

◆新しい取り組み

新しい動きとしては、ベトナム中部高原地帯の参加型農村開発プロジェクトに短期専門家を派遣したことで、同国のコミュニティ開発に関わる方々とのつながりができ始めた点があげられる。また日本国内においては、事務局を川崎市多摩区東生田に移転し、地に足のついた形での「地域どうしのまなびあい」を進めていくスタートラインに立つことができた。

このように粛々と活動を進め、少しずつ新しい方向性に向けて動きを始めていたあいあいネットだが、3月11日の東日本大震災とその後の原発大事故をうけ、私たちの活動内容がますます問われる時代になったと感じている。

あいあいネットの主な活動地





(1) スラウェシ島での活動

前年度までトヨタ財団の助成によって活動してきた「中スラウェシ・山の民の生活世界 ---- 映像記録の共同制作を軸とした山村文化の再評価と学びあい」を通じ蓄積された、トンプ村^{*1}の映像、文書、絵による記録資料を、インドネシア側と連携しつつ、一般に公開できる形に再編集しつつあります。

この記録資料をもとに、「山の民」の暮らしと文化に学ぶ映像展とワークショップを現地で実施する計画でインドネシア側と準備を進めており、2011年度に助成金をいただけることになりました。2012年3月末から4月初めにかけて、カメラマンの澤幡さん・イラストレーターの岩井さんとともに中スラウェシを訪れる予定です。

※1 トンプ村＝スラウェシ島中スラウェシ州の山村

(2) 日本の山村での活動

日本においては、それまでに引き続き、滋賀県の山村での活動を「火野山ひろば」^{*2}、京都大学東南アジア研究所実践型地域研究推進室などとの連携の下、継続して行いました。テーマは、「火と水のエネルギーを活かした『くらしの森』づくり」。特に、長浜市余呉の中河内集落では、集落の共有林を地元の方々と協働する形で伐開し、かつて行われていたという焼畑耕作で在来の赤カブラ栽培に取り組みました。

また高島市の椋川集落では、日本財団 API リージョナル・プロジェクトと協働し、ホトラヤマ慣行の聞き書き・聞き描きを進めました。

※2 火野山ひろば＝「くらしの森」づくりを目指す実践グループ。地域住民や研究者、NPO 関係者などが参加している。



余呉在来の赤カブラ（滋賀県中河内集落）



焼畑で在来の赤カブラを収穫
(滋賀県中河内集落)



通っている余呉町の方々と「Do いなか」！
(滋賀県摺墨集落)

トップ写真：滋賀県中河内集落での焼畑復元



西部バリ国立公園プロジェクト

「西部バリ国立公園管理における地域コミュニティとの共存・協働関係構築」

あいあいネットは2007年7月より、インドネシア・バリ島西部の西部バリ国立公園で、周辺の村々が公園と共存し、生計向上と自然保護のために協働していくための関係作りを進めています。

現地での活動は3年目を迎え、JICA 草の根技術協力プロジェクト（支援型）として最終年度を迎えました。

コミュニティ・ファシリテーション技術の研修を受けた西部バリ国立公園の現場職員によるプロジェクトチーム（チーム9）は、公園周辺の3つの村で住民自身による自然と共存した生計向上活動のイニシアティブを引き出すことができました。

2010年度ハイライト

◆3つの村での活動

プリンピンサリ村では住民によるエコツーリズムの振興、プジャラカン村では家畜の餌になる草木の植樹活動、そしてスンプルクランボック村ではカムリシロムクの生息域保全と人工繁殖活動が村人主体で始められました。

スンプルクランボック村での活動は、横浜市繁殖センターやインドネシアのカムリシロムク保護協会の協力も得ています。



村人とチーム9メンバーが協力して、自然観光道（トレッキングルート）を整備する（プリンピンサリ村）



カムリシロムクのケージを自力で作る村人（スンプルクランボック村）

◆終了時評価と今後の展開

2011年5月には終了時評価を行い、公園職員のファシリテーション能力育成や村での各種活動展開について、公園側の高い評価を受けました。

次の展開として、草の根技術協力プロジェクト（パートナー型）への提案を視野に入れて、現地での活動展開計画や関係諸機関との連携を進めていきました。

◆日本での活動報告会

2010年10月に横浜市のJICA 草の根プロジェクトの本邦研修で来日したチーム9メンバー3名を招き、報告会を開催しました。周辺住民との共存・協働を目指してどのような活動を行ってきたのか、彼らから報告があり、8名の参加を得ました。



JICA 横浜で開催した報告会

（JICA 草の根技術協力プロジェクト草の根協力支援型/2010年6月まで）
（地球環境金助成金/2010年4月～）
（公益信託 今井記念海外協力基金助成金/2010年4月～）



ファシリテーションに関する事業

(1) コミュニティ・ファシリテーション (CF) 交流会

コミュニティ・ファシリテーション (CF) 交流会は、国内海外の現場で、住民参加のまちづくり・参加型開発・持続可能な開発などに携わる人々が、相互の経験交流の中から共通課題を発見し、問題意識を語り合う中から、いわば「よそ者の地域作法」のあり方を考えようとした市民グループです。あいあいネットはNPO 法人環境文化のための対話研究所 (IDEC) と共同して事務局を担っています。

2010 年度は当会監事で「途上国の人々との話し方」共著者である中田豊一氏による勉強会を9月に実施し、14名が参加しました。



参加者とやりとりをする中田氏

(2) マスターファシリテーター講座

あいあいネットでは2007年度から参加型開発研究所と共催で「マスターファシリテーター講座」を開講しています。2010年度は「対話型ファシリテーション」講座として2月～3月に実施予定でしたが、東日本大震災のため、1回実施したのみで延期となりました。

CF交流勉強会 ～参加者の感想～

- ・豊富な経験を理論化されたお話で、大変参考になりました。ファシリテーションって「おもしろいな～」と感動！！本当に奥の深さにはまりそうです。
- ・とても興味深いお話を伺えました。中田さんのお話はもちろんですが、様々な分野で活動されている方々と同じテーマについて学べる場が新鮮で、楽しかったです。
- ・企業などを対象に、組織開発をしている人たちにも聞いてほしい内容だと思いました。
- ・今度は国内を中心に活動している人の話も聞いてみたいと思いました。



地域に学ぶ研修事業

地域づくりに関わる人たち同士をつなぎ、学びあいのプロセスを促進するため、下記のような研修事業を展開しました。

(1) JICA 研修員受入事業への協力

当会が受入先となって受託実施する JICA 研修は 5 コースが実施されました。

前年度からの継続である「住民主体のコミュニティ開発」は 2 コースになり、同じく継続案件である「インドネシア国立公園協働管理」本邦研修に加え、「ウガンダ北部地方行政」と「コロンビア投降兵士家族及び受入コミュニティ」の 2 つの国別研修を実施しました。

合わせて、のべ 111 日間、14 か国 35 名の研修員を受け入れ、住民主体のコミュニティ開発に関するワークショップ型のセッションを実施しました。

フィールドワークでは、新潟県上越市、岐阜県高山市、熊本県水俣市、京都府亀岡市、栃木県宇都宮市・小山市、北海道釧路市、斜里町、長野県松本市（上高地）、飯田市を訪れて、地域での住民主体の活動や行政との協働等について現場から学ぶことができました。

これらの研修受託を通じて、研修実施のノウハウを蓄積するとともに、コミュニティ開発に関する研修ファシリテーションの経験を積むことができました。

(2) 日本の地域づくりに関する英文情報整理

これまでの JICA の研修フォローアップ事業等を通じて、日本各地の地域づくりに関する英文レポートが蓄積されてきました。本年度は前年に作成されたコミュニティ開発に関する英文教材を改訂するとともに、ベトナムでの研修^{※3}に際してはベトナム語にも翻訳され、配布されています。

※3 ベトナムにおける技術協力プロジェクトに短期専門家として専務理事を派遣し、ファシリテーション技術の指導を行いました。（後述、コンサルティング事業参照）



ペアになってインタビューの練習をする研修員
(JICA 東京/住民主体研修)

研修で訪れた主な場所

「菜園野菜の摘み取りランチ」
地域資源を活かしたプログラムを体験する
(新潟県上越市／住民主体研修)



知床国立公園を歩く
(北海道斜里郡斜里町／インドネシア研修)



地域再生の歴史を知る
(熊本県水俣市／ウガンダ研修)



日本文化を体験させてもらう
(栃木県小山市／コロンビア研修)

地元の方から話を聞く
(岐阜県高山市／住民主体研修)



(3) その他の研修への協力

JICA が実施するコミュニティ開発に関連する国別研修に協力するとともに（講師派遣やセッションのファシリテーション）、日本で活動する NGO や NPO、大学が実施する研修やフィールドワーク活動に関しても、要請に応じて協力しました。主なものは次の通りです。

- ・ JICA 大阪「実践的参加型コミュニティ開発」課題別研修
- ・ JICA 筑波「持続的農村開発」課題別研修
- ・ JICA 横浜「カムリシロムク保護事業」本邦研修
- ・ 自治大学校「地方自治研修」
- ・ JICA 筑波「アフリカ地域・生活改善アプローチによる農村コミュニティ開発」「地域の大学連携による学生の国際キャリア開発プログラム・国際キャリア開発基礎」

その他の活動

○ 勉強会

当会の代表理事である和田信明氏を講師とした勉強会（「私が途上国で出会った人たち～和田流ファシリテーションの原点を探る～」）を12月に実施し、12名が参加しました。

また8月には、定期総会に合わせて「映像記録「中スラウェシ・山の民の生活世界」上映会」を実施し、12名の参加を得ました。



和田氏を囲んでの勉強会（早稲田奉仕園にて）

○ コンサルティング事業等

前年度に引き続き、JICA インドネシア「生物多様性保全のための国立公園機能・人材強化」技術協力プロジェクトへの短期専門家として副代表理事を派遣しました。

また新たにベトナムにおける技術協力「中部高原地域における貧困削減のための参加型農業農村開発能力向上プロジェクト」にも短期専門家として専務理事を派遣し、地方の行政官らを対象にファシリテーション技術の指導を行いました。

○ 組織と広報

・これまでの活動の到達点を振り返り、今後の活動が進む方向性と具体的な到達目標、及びその戦略を明らかにするため、あいあいネット中期計画策定のワーキンググループを作り、議論を開始しました。

・国内外の活動展開を支えるため、総務プラス事業担として事務局員を1名増員し、4月から高橋博さんが勤務を開始しました。高橋さんは2010年10月～3月にJICA 帰国隊員支援制度の一環としてあいあいネット事務局でインターンをつとめ、2月にはインドネシア・西バリでのフィールドワークも経験しました

・ニュースレター（「いりあい・よりあい通信」）を2回、年次報告書を1回発行しました。

・これまで同様、メルマガとブログを継続しました。またホームページのリニューアルを行いました。

・事務所移転にあわせて、歩道に面したガラス窓に展示する活動紹介パネルを製作しました。また JICA 横浜で7月に実施された活動紹介パネル展にも参加して、西バリにおける活動成果の写真パネルを製作・展示しました。



映像記録の上映会（ギャラリーゆうとにて）

○ 国内外での新たな展開

あいあいネットの活動も7年目をむかえ、国内と海外の「地域づくり」の現場を繋ぎ、学びあうという活動は少しずつ支持者・理解者を広げ、規模も拡大しつつあります。そうした中、あいあいネットが自らの地域でネットワークを広げ、学びあいの活動を地に足がついた形で展開することをめざし、賃貸契約終了の時期にあわせて高田馬場から事務所を移転することにしました。

神奈川県川崎市高津区から多摩区周辺を候補地として2011年1月から理事・事務局で実際に歩いて探した結果、多摩区東生田で適切な物件を見つけることができました。2011年3月に引越し作業を行い、4月から新事務所での仕事を開始しました。多摩区を拠点とするNPOや、神奈川県内のNGO・公的機関等との関係作りを少しずつ開始しています。

海外においては、これまで関わりを深めてきたインドネシアにおいて、より継続的な活動展開のためにNGO登録や現地事務所開設を検討しましたが、具体的な動きは次年度に持ち越しになりました。一方、前述（コンサルティング事業）のように、ベトナムに短期専門家として当会専務理事が3週間活動したことから、同国におけるコミュニティ開発に関わる専門家や現地機関の方々とのネットワークが少しずつ広がりはじめています。

この他、10月に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）に関連して、次の活動に協力しました。

- ・生物多様性条約市民ネットワーク「人々とたねの未来」作業部会（部会メンバー）
- ・ESD-J「ESD×生物多様性プロジェクト」（研究・編集ワーキンググループメンバー）

都心から－



－ 地域へ

2011年度 活動計画

◆ 2011 年度に目指すこと

東北地方太平洋岸を中心に未曾有の大損害をもたらした東日本大震災は、私たちの社会のあり方そのものに問いを突きつけているように思う。コミュニティ内の人間関係、都市と農山漁村との関係、住民組織と行政と NPO の関係、専門家と普通の人々との関係、そして自然と人間との関係……。復興或いは再生への道のりの中でさまざまな関係性のあり方が問われているのは、決して被災地だけのことではなく、日本に暮らす我々すべて、或いは世界中のそれぞれの地域が直面していることかもしれない。

大震災から数週間後、4月初めにあいあいネット事務所は東京都新宿区高田馬場から、神奈川県川崎市多摩区東生田に移転した。これからは、神奈川県、そして川崎市多摩区という地域を拠点として、この地で活動する人々や、日本・世界各地で地域づくりに取り組む人々とつながっていくことになる。その時に私たちは何を大事なものとして関わっていくのだろうか。

これまで7年間の活動を通じて見えてきたのは、「自然と暮らし（生計）とが共存する地域のあり方」を、「当事者が主体となって外部者と協働しながら創り出していく手法」が大切だ、ということである。私たちは神奈川で、滋賀で、西バリで、中スラウェシで、そして世界各地の地域で、「環境と調和する地域の暮らしのあり方を、そこに住む人々が中心となって試行錯誤していく」動きに、ともに寄り添い、力を貸していきたいと考えている。

2011 年度、あいあいネットはこれまでの活動に加えて、新たな動きを2つ始める。まず一つは、西部バリ国立公園に生息する固有種で絶滅危惧種であるカンムリシロムクの生息域保全・拡大に乗り出した、スンプルクランポック村の村人たちへの支援募金。違法伐採や密猟をやめ、カンムリシロムクの飛び交う村を取り戻したいという村人のイニシアティブに寄り添い、支援する動きを日本の地域で作りだしたいと思う。もう一つは地域の人々が中心となって課題の解決に取り組むための「ファシリテーション」技術を、国内外の地域で活動する NPO・NGO の方々へ伝えるためのセミナーである。外部から援助者・支援者として関わる人たちが、地域の課題解決に向けた自主的なイニシアティブをどう引き出していけるのかは、内外の現場で必須の技術だ。まずは神奈川の地でこの技術を多くの人に知ってもらう活動を開始する。

地域づくりの現場をつなぐ私たちの活動は、地味でゆっくりとした歩みだが、新しい社会を創り出す動きに少しでも貢献していきたいと思う。

○いりあい交流

- ・昨年度までの成果を題材にした、山の民の文化を見つめ直すセミナーワークショップの開催。
- ・国際コモンズ学会世界大会（2013年6月、山梨県北富土地域で開催）の準備運営への協力。
- ・「聞き書き」の手法を活用した環境教育プログラム実施への協力

○西部バリ国立公園プロジェクト

- ・村での活動をさらに発展させていくとともに、小中学校を巻き込む形での環境教育の試みも開始する。
- ・新たなプロジェクトを JICA 草の根技術協力として提案し、準備していく。
- ・カンムリシロムク生息域の保全・拡大活動を支援する募金を開始する。

○地域に学ぶ研修事業

・ JICA 研修員受入事業への協力

継続（3コース）：「住民主体のコミュニティ開発（A）」、「同（B）」、「ウガンダ北部地域行政官能力向上」

新規（2コース）：「ベトナム中部高原地域、技術協力プロジェクトの本邦研修」、「参加型コミュニティ開発」をテーマにしたベトナム対象の課題別研修」

・ 日本の地域づくりに関する英文情報発信

・ その他の研修への協力

○ファシリテーションに関する事業

・ コミュニティ・ファシリテーション研修

神奈川県内を主なターゲットとして、「コミュニティ・ファシリテーション（仮称）」に関する連続セミナーを実施する。

・ 勉強会等

コミュニティ・ファシリテーション技術の中身をさらに深めていくため、勉強会を開催する。将来的にはブックレット・書籍化も視野に入れる。

○その他の事業

・ 国内外でのあらたな展開

- ① 事務所周辺地域との関わり方を模索する。また、東日本大震災に対しても、継続的に関わる方向性を模索。
- ② インドネシアでの NGO 登録を進め、現地に簡易な事務所を開く方向で準備を進める。インドネシア以外の国において、コミュニティ・ファシリテーションの手法や日本との学びあいを広げていく可能性も追求していく。

・ コンサルティング事業等

前年度に引き続き JICA ベトナム「中部高原地域における貧困削減のための参加型農業農村開発能力向上プロジェクト」技術協力プロジェクトへの専門家派遣等を行う。

○組織と広報

- ・ あいあいネット中期計画の策定
- ・ 会計担当のパートあるいはボランティアスタッフを増員
- ・ 機関誌、年次報告書の発行
- ・ ブログとホームページの定期的更新

収支計算書・予算書

2009年度収支計算書（2010年7月1日～2011年6月30日）

2010年度収支予算書（2011年7月1日～2012年6月30日）

(円)

科目	2010年度決算	2011年度予算	備考(2011年度予算関連)
(資金収支の部)			
I 経常収入の部			
会費収入			
正会員会費収入	160,000	250,000	
賛助会員会費収入	20,000	50,000	
会費収入計	180,000	300,000	
事業収入			
委託事業収入	23,044,960	21,000,000	JICA 研修5件、JICA 専門家派遣2件等
自主事業収入	333,840	800,000	協働によるファシリテーション講座、勉強会参加費、講師謝金等
事業収入計	23,378,800	21,800,000	
補助金等収入			
助成金収入	3,518,780	5,720,000	地球環境基金、今井記念基金、庭野平和財団等
補助金等収入計	3,518,780	5,720,000	
寄付金収入			
寄付金収入	570,000	2,700,000	西バリ・カムリシロムク生息域拡大募金(仮称)、研修やファシリテーション講座の講師謝金の寄付含む
寄付金収入計	570,000	2,700,000	
雑収入			
受取利息	1,148	2,000	
雑収入	2,190	23,000	
雑収入計	3,338	25,000	
経常収入合計	27,650,918	30,545,000	
II 経常支出の部			
事業費			
JICA 研修費	11,842,399	14,600,000	事務局人件費一部含む
その他委託事業費	7,914,395	2,700,000	JICA 専門家派遣等。事務局人件費一部含む
西バリプロジェクト費	4,237,645	4,800,000	
いりあい交流プロジェクト費	0	1,400,000	
自主勉強会費	32,300	10,000	報告会会場費等
その他の自主プロジェクト費	148,795	600,000	協働によるファシリテーション講座諸経費、研修講師謝金等
事業費計	24,175,534	24,110,000	
管理費			
給料手当	732,247	2,000,000	
法定福利費	916,440	750,000	
会議費	11,970	20,000	
通勤交通費	145,270	200,000	
旅費交通費	155,820	300,000	被災地訪問含む
通信運搬費	214,357	120,000	
広報費	96,255	150,000	西バリチラシ制作費含む
消耗品費	518,428	120,000	
資料費	6,454	20,000	
水道光熱費	79,385	100,000	
賃借料	1,408,852	1,440,000	
保険料	21,930	25,000	
諸会費	21,000	30,000	
支払手数料	12,910	20,000	
租税公課	75,900	600,000	消費税含む
雑費	285,085	50,000	
減価償却費	70,537	70,000	
法人税、住民税及び事業税	64,100	70,000	
管理費計	4,836,940	6,085,000	
経常支出合計	29,012,474	30,195,000	
経常収支差額	-1,361,556	350,000	
III その他資金収入の部			
その他収入			
基金収入	500,000	0	
その他収入計	500,000	0	
その他資金収入の部合計	500,000	0	
IV その他資金支出の部			
その他資金支出の部合計	0	0	
その他収支差額	500,000	0	
当期収支差額	-861,556	350,000	
前期繰越収支差額	1,838,244	976,688	
次期繰越収支差額	976,688	1,326,688	

貸借対照表

2010年度一般社団法人の会計 貸借対照表

2011年6月30日現在

(円)

科 目	金 額		
資産の部			
流動資産			
現金	4,912		
普通預金	4,267,213		
ゆうちょ振替口座	445,190		
未収金	60,000		
前払金	252,940		
流動資産合計		5,030,255	
固定資産			
什器備品	103,231		
保証金	457,144		
固定資産合計		560,375	
資産合計			5,590,630
負債の部			
流動負債			
未払金	129,907		
前受金	4,173,477		
預り金	304,558		
別途預り金	6,000		
流動負債合計		4,613,942	
固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			4,613,942
正味財産の部			
前期繰越正味財産		1,838,244	
当期正味財産増減		-861,556	
正味財産合計			976,688
負債及び正味財産合計			5,590,630

付 録

一般社団法人あいあいネット 定 款

(平成 21 年 5 月 27 日制定)

(平成 23 年 3 月 16 日変更)

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人あいあいネットと称する。

2 この法人の英文名称は i-i-network とする。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市に置く。

2 この法人は、前項のほか、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、日本およびアジア・アフリカ等の世界各地で住民主体の地域づくりに取り組む実践者たちをつなぎ、経験交流や研修及び共同調査等を通じて相互のまなびあいを促進することで、コミュニティの再生・発展に寄与する。それにより、国際相互理解を促進するとともに、地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民主体の地域づくりに関する経験交流事業
- (2) 住民主体の地域づくりや海外協力に関する教育研修・情報提供事業
- (3) 日本と世界各地における住民主体の地域づくりへの支援事業
- (4) 住民主体の地域づくりや海外協力に関する調査研究・出版事業
- (5) 日本と世界各地で地域づくりに取り組む人々を作る生産物の普及は紹介事業
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

(種別)

第 5 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動及び事業を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員
この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動や事業を支援する個人及び団体

(入会)

第 6 条 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

- 2 代表理事は、正当な理由がない限り、前項のものの入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前 1 項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第 7 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を継続して 2 年以上滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 総社員の同意があったとき。

(退会)

第 9 条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 11 条 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第 4 章 社員総会

(種別)

第 12 条 この法人の社員総会は、定時社員会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 13 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は正会員 1 名につき 1 個とする。

(権能)

第 14 条 社員総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併ならびに事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任および解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第 15 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
 - 一．請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
 - 二．請求があった日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集)

第 16 条 社員総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 代表理事は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、

その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、社員総会の日の一週間前までに通知しなければならない。但し、社員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとする時は、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故等による支障がある時は、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(定足数)

第18条 社員総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第19条 社員総会における決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前項の議事録は、社員総会の日から10年間、主たる事務所に備えおく。

第5章 役員等

(種別及び定数)

第22条 この法人に次の役員を置く。

理事5人以上10人以内

監事2人以内

- 2 理事のうち1人を代表理事、1人を専務理事とする。また副代表理事を2人置くことができる。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事、専務理事、副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(理事の制限)

第24条 理事のうちには、各理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

1. 当該理事の配偶者
2. 当該理事の三親等以内の親族
3. 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
4. 当該理事の使用人
5. 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
6. 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(監事の制限)

第25条 監事が2名であるときは、一方の監事の配偶者又は三親等以内の親族（これらの者に準ずるものとして当該監事と次に掲げる特別の関係がある者を含む）である関係がある者が監事に含まれることになってはならない。

1. 当該監事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
2. 当該監事の使用人
3. 前2号に掲げる者以外の者で当該監事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
4. 前2号に掲げる者の配偶者
5. 第1号から第3号までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(理事の職務)

第26条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 専務理事はこの法人の業務を執行する。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐する。
- 4 代表理事および専務理事は毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 前号の報告をするために必要があると認めるときは、監事は代表理事に対して理事会の招集を請求することができる。
- 5 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
- 6 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

(任期等)

- 第28条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため就任した役員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、第12条に定める定数に足りなくなる時は、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第29条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第30条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第31条 常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、別に定める役員等の報酬規程による。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(取引の制限)

- 第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

- 第33条 この法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の議決によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権能)

- 第35条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事、専務理事及び副代表理事の選定および解職
 - (6) 事務局の組織及び運営に関する事項の決定
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 第23条の責任の免除

(開催)

- 第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めるとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第17条第4項の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第37条 理事会は、代表理事が招集する。ただし前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 代表理事は、前条第3項第2号又は前条第3項第4号に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに各理事及び各監事に通知しなければならない。

(議長)

- 第38条 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名した者がこれに当たる。

(議決)

- 第39条 理事会の議事は、この定款に別の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

- 第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全委員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすこととする。ただし監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

- 第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名押印しなければならない。
- 2 前項の議事録は、主たる事務所に理事会の日から10年間備え置く。

第7章 事務局

(事務局の設置)

- 第42条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、職員を置く。

- 2 職員は代表理事が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第8章 基金

(基金の拠出)

- 第43条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。(基金の募集等)

第44条 基金の募集、割当て及び払い込み等の手続については、理事会の決議を得て、代表理事が別に定める「基金取り扱い規程」によるものとする。

(基金の抛出者の権利)

第45条 基金の抛出者は、前条の「基金取り扱い規程」に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続き)

第46条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

2 前項の基金の返還の手続きについては、理事会の決議により定める。

(代替基金の積み立て)

第47条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第9章 計算

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第49条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(暫定予算)

第50条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告(第2号及び第5号の書類を除く)し承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告書類を主たる事務所に10年間備え置くとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第52条 この法人の剰余金はこれを一切分配してはならない。

第10章 残余財産の帰属

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の議決により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第12章 附則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

(最初の事業年度)

第56条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成21年6月30日までとする。

(設立時役員等)

第57条 この法人の設立時役員は次のとおりである。

設立時代表理事 和田信明
設立時専務理事 長畑 誠
設立時副代表理事 島上宗子
設立時理事 功能聡子
設立時理事 壽賀一仁
設立時理事 増田和也
設立時理事 山田理恵
設立時監事 中田豊一

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第58条 この法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員1住所(略)
氏名 長畑 誠
2住所(略)
氏名 壽賀一仁
3住所(略)
氏名 山田理恵

(法令の準拠)

第59条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(任意団体「いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク」からの継承)

第60条 この法人の設立により、任意団体いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク(略称あいあいネット、代表:長畑誠、住所:東京都新宿区高田馬場1-17-10 稲穂コーポ2A)の契約、事業、会員及び財産は、この法人が継承する。

以上、一般社団法人あいあいネット設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成21年5月27日

設立時社員 長畑 誠
設立時社員 壽賀一仁
設立時社員 山田理恵

(改正)

この定款は平成23年3月16日から施行する。
(平成23年3月16日社員総会で第2条1項を改正)

一般社団法人あいあいネット役員一覧

代表理事	和田信明	(特活) ソムニード 代表理事兼海外事業統括責任者
副代表理事	島上宗子	京都大学東南アジア研究所 特任研究員
理事	長畑 誠	一般社団法人あいあいネット 専務理事 明治大学大学院ガバナンス研究科専任教授
	壽賀一仁	一橋大学大学院社会学研究科 博士後期課程
	功能聡子	ARUN 合同会社 代表
	増田和也	京都大学東南アジア研究所 特定研究員 (G-COE)
	山田理恵	インドネシア語通訳・ファシリテーター
監事	中田豊一	参加型開発研究所 主宰 (特活) 市民活動センター神戸 理事長

(2012年1月1日現在)



一般社団法人あいあいネット (いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク)

〒214-0031

神奈川県川崎市多摩区東生田 1-14-5 アムール K2 102

Tel / Fax 044-455-4508 URL: <http://www.i-i-net.org/>